

会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>令和5年11月13日(月) <時 間>15:00~17:00 <場 所>岸和田市役所 新館4階 第1委員会室	<傍聴人数> 1名 <傍聴室>岸和田市役所 新館4階 議会会議室									
江藤委員長	公開の別											
承認	公開											
<名称> 第2回岸和田市自治基本条例推進委員会（第5期）												
<出席者> 委員 13名中 11名 自治基本条例推進委員会委員 出欠状況 ○は出席、■は欠席												
江	藤	岸	保	井	池	近	福	田	小	野	福	
藤	田	田	米	上	田	森	藪	村	中	関	路	本
○	○	○	■	○	○	○	○	○	■	○	○	○
事務局) 総合政策部：西川部長 企画課：田中課長、梅基担当長、勝元主査												
<議題> 1 開会 2 第4期自治基本条例推進委員会の建議内容及び各課の取組状況 3 条例の検証 4 その他												
<会議概要> ● 開会  ● 議題2 議事に入る前に、本日の流れ、到達目標等について委員長から全委員へ共有を実施（委員長） 最初に、本日の流れを確認する。次第にそって、この後「2. 第4期自治基本条例推進委員会の建議内容及び各課の取組状況」、「3. 条例の検証」と進むこととなる。この2つが本日のポイントとなる議題であり、時間をかけて議論していくこととする。  （委員長） 次に、本日の到達目標である。第5期建議に向けた課題の整理を行いたい。第5期のスケジュールの都合上、できる限りまとめていきたい。 そこで、今一度、本委員会の役割を共有する。本委員会では、自治基本条例が時代に沿った本市にふさわしいものであり続けているかを検証するものである。したがって、各細部の詳細というよりは、条例や条文の内容が時代にマッチしているかどうかを中心にご議論いただきたい。 前回、各委員からうかがったご意見、ご質問が複数項目にわたっているため、項目ごとに進												

めたいと思うが、いかがか。

(全委員)

※了承

【事務局から、資料1「第4期自治基本条例推進委員会の建議内容及び各課の取組状況（第1回委員会後の調査）」に基づき、項目ごとに説明を実施】

【質疑・意見交換】

(委員長)

初めに、「コミュニティ活動関連」である。

コミュニティ活動の根幹というと助け合いであるが、住民の多様化が進んでいく中、助け合い、つまり共助を強化させ、安心安全で心が落ち着き、豊かに暮らせる地域を実現させるため、それぞれの組織が具体的に取り組みを進めていくにあたって、現在の自治基本条例に足りない要素があるかどうかといった観点から検討していきたい。

なお、町会・自治会、地区市民協議会といったコミュニティは、それぞれ市から独立した組織であるため、具体的な運営等に口出しする権限は市にはない。どれだけ市がサポートしているのか、あるいは、適切に関与していけるか自治基本条例の観点から検討していきたい。

(委員)

町会・自治会加入促進チラシの配付について、配付にかかる費用負担は発生しているのか。

(事務局)

町会連合会や、連携協定を結んでいる事業者と連携しながら行っている。

市のコストについては担当課に確認する必要がある。本件については、先ほど委員長からのご指摘にあった、個別の詳細にあたるため、本委員会とは別の機会に担当課に確認し、個別に回答する。

(委員)

コミュニティ活動に参加している人が減少しているように思われる。町会・自治会の加入者の傾向を知りたい。加入することが当たり前の雰囲気だったのが当たり前でなくなってきている。また、はいらないといけない理由を聞くような時代になっている。

ついては、町会・自治会の加入率の経過はいかがか。

どうすれば良いのか考えることが大事。岸和田市をより良いまちにしていこうということが、本条例の一番の根幹である。

(事務局)

町会・自治会は市内に170以上ある。各団体は独立しており、加入世帯、未加入世帯の状況

や割合を把握しているかどうかは、団体により異なる。

なお、市が調査し報告のあった団体の加入率を元に、市全体として算出した町会・自治会加入率については、令和4年度：71%である。

(委員長)

第14条(コミュニティ活動)において、コミュニティ活動について規定している。第1項において、市民の自主的な意思によるまち作りについて規定されており、ここに町会等が含まれている。そして、第2項で市が適切な施策を講じなければならないとしている。只今の委員のご発言は、本条例の改正にまで至らないものの、施策を講じるための前提となる情報を収集するための取組について市に検討してもらいたいといった主旨であると考えます。

(委員)

第14条(コミュニティ活動)第2項に関連して、コミュニティ活動の場の確保が必要である。

(委員長)

コミュニティ活動について市が適切な施策を講じなければならないという点については、ご指摘のとおりである。

(委員長)

次に、「情報共有」の項目に進む。これは、コミュニティ活動にも関連している。

広報紙の配付に関する取組については、町会との協働を進めている報告があった。また、デジタルツールも多様化しており、市では、必要な情報をいかに市民に届けるかを検討しているということである。現在の社会状況も踏まえて、自治基本条例に足りない要素があるかどうかといった観点から検討していきたい。

(委員)

町会・自治会で広報紙を配付しているが、高齢者の役員にとって負担が大きい。業務委託などの対策が望まれる。

(委員長)

広報紙の配付に関連する取組を本条例で規定することは難しい。本件については、別に相談していただくことになる。

(事務局)

広報紙の配付については、町会・自治会に配付をお願いしているところである。また、駅やコンビニに配架をお願いするなど、未加入者に対しても手に届くように対応しているところである。

なお、過去には、町会・自治会に加入すれば、広報紙が確実に手元に届くということを町会・

自治会の加入に係る一つのセールスポイントとして活用いただいていた。町会・自治会には低コストで大変ご協力を頂戴している。仮に、全てを業務委託や、郵送に置き換えるとなると、費用が増大することも一つの課題となる。広報紙の配付と町会・自治会の加入率は密接に関わっており、引続きご協力賜りたい。

(委員長)

その他ご意見ある場合には、議題3「条例の検証」においてもご発言いただけることから次に進むこととする。

次の項目である「災害対策」については、本条例上に個別の条文は定めていないが、前文や第14条（コミュニティ活動）、第16条（協働）において、要素として包含されているものである。なお、災害対策については、災害対策基本法及び災害救助法が定められており、条例で個別に本市だけの規定を作るよりも、法律に従って取組を進めることが大切である。ご意見ある場合には、議題3「条例の検証」において意見交換することとする。

また、最後の項目である「その他」についても多数の条項にわたってご意見頂戴しているので、議題3「条例の検証」において、合わせて議論したいと考えるが、いかがか。

(全委員)

※了承

- 議題3として、条例の改正について資料3「自治基本条例」に基づき事務局から説明を実施

【質疑・意見交換】

(委員長)

只今、条例の全体像の説明があった。各委員事前に記入されている資料2「岸和田市自治基本条例の検証について」は、本日終了後に事務局が回収し、各委員のご意見をできる限り反映させていきたいと考える。

(委員長)

続いて、検討にうつる。時間が限られていることから、即時応答できるものは、事務局から回答し、確認が必要なものについては後日事務局から回答、又は、継続審議としたい。

まず、自治基本条例全体の検証にうつる前に、先ほど資料1の「その他」29において自治基本条例に基づく制度である「住民投票条例」について、「改正の見送りは妥当である。」と委員からご意見頂戴している。

問題が明確であり、こちらから検討したい。

(委員長)

正確には、本件は、自治基本条例ではなく住民投票条例に関することであるが、第4期自治基本条例推進委員会において、第20条（住民投票）に基づく、住民投票条例について、改正の

検討を建議した経緯があるため議題にあがっている。

(事務局)

その後、市において検討したが、最終的には、改正を見送っている。

(委員長)

それについて「妥当である」とご意見を頂戴している。

については、住民投票条例の改正については第5期として建議しないとしてよいか。

(全委員)

※了承

(委員長)

引続き、自治基本条例各条項の検討を行う。

(副委員長)

自治基本条例の認知度について、先ほど資料1の「その他」「23」において26.6%（R3）とある。4人に1人くらいにしか知られていない。そして、若年層で特に低いとのことである。

条例の普及啓発については学校教育で進めるべき取組なのかどうか議論が必要である。本来的には、学校だけではなく、家庭や地域社会等で考えられるべきであって、例えば、第5条（市民の責務）、第7条（事業者の責務）の規定を、条例の普及啓発や活用を求めるものにまで改正することはできないが、まずは、普及啓発に取り組むことが必要であり、検討すべきである。

(委員長)

自治基本条例の認知度をあげることは、市、市民、事業者みな責務である。

つまり、市の職員の責務に留まらず、学校教育における地域（まち）調べ学習との連携や、家庭における条例の共有など、市民が条例の普及啓発に携わるための方策について、条文に盛り込む必要があるかどうか検討すべきであるという主旨であると考えている。

(委員)

例えば日本国憲法第9条などは広く国民に認知されている。これは、学校教育だけでなく、日常生活における様々な場面で広く活用されていることが考えられる。本条例に当てはめるとき、例えば、市が発出する通知等のかがみ文に、自治基本条例の要素を取り入れてはどうか。本条例の改正までは不要と考えるが、補足するべきである。

(委員)

前文において市民自治都市について規定されており、本条例の特徴的な言葉であると考えているが、自己責任を求められるものと捉える方がいるかもしれない。丁寧に理解を求めるべきであ

り、伝え方の方策について検討すべきである。

(委員長)

市として何か工夫しているか。

(事務局)

イラストや図を取り入れ、わかりやすく自治基本条例を紹介しているタブロイド版資料を作成し、説明の際に配付するなどし、丁寧に説明している。

なお、市民自治都市については、前文後段において規定されている。

(委員長)

これまでの調査・審議を整理すると、自治基本条例の認知度を上げる取組が必要であるということが議論のポイントである。

(委員)

市民や事業者の責務についての条文は、「～するよう努める」として終わっている。一方で、市や市長、議会については「～しなければならない」としているものがほとんどである。これは、市民や事業者の権利や主体性を守りながら市として市民福祉の向上をめざすものとする。

しかしながら、第30条（国及び大阪府との関係）については、「市は～努める」と表現されているのは弱いのではないかと。市の姿勢として「努めなければならない」へ条例改正の検討をお願いしたい。

(委員長)

重要なお意見である。第30条（国及び大阪府との関係）の文末が「努める」としている理由について、事務局いかがか。

(事務局)

持ち帰って確認する。次回委員会において回答する。

(委員長)

条例の普及啓発に戻る。本条例を発信する担当部署を知りたい。

(事務局)

総合政策部企画課である。

(委員)

情報発信という点においては、個人として地域のまちづくり活動に参加しており、例えば、花いっぱい運動などについても参加し、SNSを活用し情報発信している。

(委員長)

条例は特に関心が低いため、只今の委員のような自主的に活動している市民を増やす取組を進めるなど、関心のない若年層に自動的に情報が届くような方策について検討したい。

(副委員長)

SNSでいうと、情報が手に入る方は、関心がある方。つまり、関心のある方同士で情報交換が行われている。SNSのアルゴリズムを考えると、興味関心がない若年層にどう届けるかというのは、難しい課題である。したがって、その方たちに情報を届けるには戦略的な技術が必要となる。

(委員)

子どもたちにとって、タブレットやスマホの活用が日常的になってきている。身近な情報が入ってくる媒体の活用が一つの手段になりえる。

(委員)

音楽、ダンス、漫画、カルタなどの活用はどうか。

一般的に条例で活用されている法律用語は固く、きつく感じることもある。本条例においても柔らかい表現で発信するのはどうか。

(委員)

条例という言葉に親しみがないように感じる。

(委員長)

本条例は、抽象的で理念をうたっている。そのため、直接は見えにくい。本条例に基づいて、各条例の制定や市政運営がなされている。本条例の見え方が間接的になってしまうのはその性質上やむをえない面もある。

(委員)

子どもたちに親しんでもらうということであれば、本条例のアプリを作成し、クイズでスコアをためていくというのはどうか。子どもたちは楽しいと思う。

(委員長)

時間もせまってきた。本日は、大きく以下の2点についてご意見があった。

- ・第30条（国及び大阪府との関係）文末の条例改正について
- ・自治基本条例の認知度自治基本条例の認知度をあげるための方策について（条例の普及啓発に係る学校、地域、家庭などの携わり方）

本日結論を出すのではなく継続審議としたい。第3回委員会においては、第5期委員会とし

での建議の方向性をできる限り示し、まとめに入りたい。

合わせて、本日もご意見頂戴したもので確認が必要なものや、後ほどご提出いただく資料2「岸和田市自治基本条例の検証について」は、後日事務局から回答するか、必要であれば継続審議とさせていただきます。

(委員長)

逐条解説があると聞いている。次回議論を予定している箇所については資料として添付されたい。

(事務局)

了解した。

- その他として、次回スケジュールの調整を実施

- 次回開催予定

令和6年2月5日(月) 14:00~予定(変更の場合あり)